

形質変更時要届出区域台帳

横浜市

整理番号	整-30-07	指定年月日・指定番号	平成30年8月24日・指-153	所在地	港北区師岡町字沼上耕地760番6から760番9まで、760番10の一部、760番12、800番8、800番9の一部、800番10、800番11の一部及び800番12	
調製・訂正年月日	平成30年11月14日調製(新規指定)、平成31年3月11日訂正(搬出届出、形質変更完了報告)、令和3年10月26日訂正(一部解除)					
形質変更時要届出区域の概況	事業所(駐車場)			面積	6,146.40平方メートル 5,171.28平方メートル(R3.10.25訂正)	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨	土地所有者の意向により、法第14条第3項の規定に基づき指定された。					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由	土地所有者の意向により、試料採取等を省略(施行規則第14条第1項)した土壤汚染状況調査の結果により指定された。					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	形質変更時要届出区域の一部について、省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準に適合することを確認した。(令和3年10月25日解除)					
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨						
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目	指定調査機関の名称	
	平成30年4月9日 (法第14条) 令和3年9月30日 (追完)	ふっ素及びその化合物		含有量基準・ 溶出量基準 ・ 第二溶出量基準	株式会社神奈川環境研究所 (法第14条) 応用地質株式会社 (追完)	
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	平成30年7月27日 (平成30年8月10日)	平成30年8月10日	既設舗装の撤去、土壤の掘削(ボーリング)、観測孔の設置	トヨタ自動車株式会社	有・無	浄化(抽出-洗浄処理)
					有・無	
					有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。